



令和8年度 世田谷区職員Ⅰ類「栄養士」募集案内

令和8年7月1日
世田谷区

1 採用区分、職種、主な職務内容

区分	職種	主な職務内容
Ⅰ類	栄養士	保育園・保健所・児童相談所等における栄養士業務等 ※勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

2 採用予定数、予定日

採用予定数	採用予定日
若干名	原則、令和9年4月1日以降

3 受験資格

- 平成9年4月2日以降に生まれた方
- 管理栄養士の免許を現に有する方
※国家試験に合格し免許の交付を申請中の方及び令和8年度に行われる国家試験により免許取得見込みの方も受験できます。免許取得見込みで受験した方が国家試験に合格しなかった場合は、不採用とします。
- 性別、国籍は問いません。なお、日本国籍以外の場合は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」であることが条件となります。
- 地方公務員法第16条の各号いずれかに該当する方（次ページ参照）は受験できません。
- 現在世田谷区の常勤職員（教育公務員、臨時的任用職員及び任期付職員を除く。）である方は受験できません。

4 選考内容

(1) 第1次選考

選考方法	論文（課題式90分／1,000字～1,200字）
選考日	令和8年8月23日（日）
選考会場	世田谷区内の大学等 ※会場等詳細は受験票送付の際にお知らせします ※8月14日（金）までに受験票が届かない場合はお問い合わせください
合格発表	令和8年9月中旬予定 ※第1次選考受験者全員にお知らせします

(2) 第2次選考（第1次選考合格者のみ）

選考方法	面接
選考日	令和8年9月26日（土）
選考会場	世田谷区役所 ※会場等詳細は第1次選考結果通知とあわせてお知らせします
合格発表	令和8年10月下旬予定 ※第2次選考受験者全員にお知らせします

5 申 込 方 法

原則、インターネットから申し込んでください。

区のホームページ(<https://www.city.setagaya.lg.jp/02026/33384.html>)

より、電子申請システム『Formbridge』にアクセスし、申請を行ってください。

(こちらの二次元コードからも区のホームページにアクセスが可能です。)⇒



【申込期間】令和8年7月1日(水)～7月24日(金)(17時までの受信有効)

※期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申し込みを受け付けた旨を記載したメールを送信します。このメールが届かない場合は、申込期間中に必ず世田谷区人事課総務事務センターへお問い合わせください。

参 考 【地方公務員法第16条(欠格条項)】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません(心神耗弱を原因とするもの以外)。

6 給 与 等

(1) 初 任 給 279,720円(予定)

※この初任給は、令和8年4月1日現在の給料月額に地域手当を加えたものです。職務経験等がある人は、一定の基準により加算される場合があります。なお、採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。

※採用時に管理栄養士免許取得見込の方は上記の初任給とは異なります。

(2) 手 当 条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

7 勤 務 条 件 等

(1) 勤務時間 原則として、8時30分から17時15分まで

(2) 休 日 原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始

※勤務場所により異なることがあります。

8 年 次 有 給 休 暇 等

1年度に20日の年次有給休暇(5月以降の採用の場合、初年度は日数が異なります)、その他慶弔休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、生理休暇、育児休業、部分休業、子の看護等休暇、介護休暇等があります。

9 研 修

採用時の研修では、世田谷区職員として職務遂行上必要となる基本的知識や技能を習得することを目的とした、地方自治、接遇や仕事の進め方、メンタルヘルスに関することなど、採用2年目以降は、自立して活躍できる職員となるよう、区内の地区について調査、研究を行う研修や仕事の生産性向上、キャリアチャレンジなどの研修を実施しています。希望制の選択研修では文書や財務、法務などの実務研修から、海外の先進事例などの調査研究活動を通して知識と視野の拡大を図り、世田谷区における施策立案に寄与することを目的とした、海外派遣研修等も行っています。

また、自己のスキルアップにつながる、Webコンテンツ（動画による学び）の提供や通信教育講座の案内など、職員の自己研鑽を支援する様々な取り組みも行っています。

10 福 利 厚 生

(1) プライベートが充実するような補助・優待等

① カフェテリアプラン

「旅行」や「スポーツジム」、「ヘアカット」など、対象となるサービスの利用に対し、補助を受けられます。(年間22,000円が上限)

② 職員レクリエーション補助

職員同士で企画するレクリエーションに対して補助を受けられます。職員同士のちょっとした繋がりを支援します。(例：同期との食事会、同僚との食べ歩き観光 など)

③ 部・サークル

世田谷区では19の団体が認定されており、特別区職員大会に継続して上位入賞している団体から、有志が集って趣味の活動をする団体まで幅広く活動しています。

④ 宿泊や遊園地、観劇、生活家電等の優待

世田谷区独自の優待に加え、東京都や特別区の職員へ向けた各種優待があります。

(2) 職員住宅

住宅に困窮している方などを対象とした職員住宅があります。職員住宅周辺の家賃相場と比較して、約半分の家賃で住むことができます。

(3) 財形貯蓄

給与から希望額を天引きし、貯蓄できます。貯蓄目的によっては利子額の課税を抑えることも可能です。

(4) 健康のサポート

健康診断や健康相談など、皆さんのからだところをサポートする制度があります。

その他、結婚等に伴う給付金や団体割引で加入できる保険など、各種福利厚生事業があります。

※6～10の各事項については、令和8年4月1日現在のものです。

11 出 題 の 概 略

(1) 論 文 (1,000字～1,200字 90分)

(参考：令和7年度「区民が、いつまでも食べることを楽しみ、健やかでこころ豊かに暮らせるよう、世田谷区の栄養士として求められる役割と自身にできること」)

(2) 面 接 個別面接による人物評価

【個人情報取り扱いについて】

個人情報については、世田谷区個人情報保護条例に基づき適切に管理しています。申請された電子データやそれに基づき作成した資料等は厳重に管理するとともに、採用選考以外の目的では使用しません。また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄します。

【その他】

本業務へ従事するにあたっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込フォームにより、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、お申し込みください。申込フォームにより、特定性犯罪の前科がある旨の申告がある場合は、配属先及び従事する業務に制限がかかる場合があります。また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、重大な経歴の詐称として、内定を取り消す場合がありますので、あわせてご了承ください。

【申し込み・問合せ先】

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27

世田谷区人事課総務事務センター（東棟5階）

電話：03（5539）3241（直通） FAX：03（5432）3009

ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/index.html>